

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

中国（広島）厚生年金 事案 3107

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月22日

申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録に当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、当該事業所が保管する賃金台帳及び申立人が所持する支給明細書から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円（上限額）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該賞与

に係る保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月12日は17万9,000円、同年12月8日は23万3,000円、18年7月19日は22万8,000円、同年12月14日は21万4,000円、19年7月11日は21万2,000円、同年12月11日は20万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月8日
③ 平成18年7月19日
④ 平成18年12月14日
⑤ 平成19年7月11日
⑥ 平成19年12月11日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑥までに係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行から提出された申立人名義の預金取引明細表には、申立期間①から⑥まで（以下「申立期間」という。）において、申立人に「B」の表記で入金された金額が確認できるところ、A社から提出された申立期間⑤及び⑥の賞与明細書の「銀行振込」に記載された金額は、当該期間の入金額と一致している上、同社に勤務した複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書及び当該同僚名義の申立期間に係る預金取引明細表により、当該同僚は、申立人への入金日と同日に同社から賞与の支払を受け、当該賞

与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できること、並びに同社の回答から判断すると、当該表記の入金額は賞与であったことがうかがえることから、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年7月12日は17万9,000円、同年12月8日は23万3,000円、18年7月19日は22万8,000円、同年12月14日は21万4,000円、19年7月11日は21万2,000円、同年12月11日は20万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は24万4,000円、同年12月12日は18万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①及び②に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行から提出された申立人名義の預金取引明細表には、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）において、申立人に「B」の表記で入金された金額が確認できるところ、A社に勤務した複数の同僚から提出された「2003年（平成15年）賞与1」、「同賞与2」表記の賞与明細書及び当該同僚名義の申立期間に係る預金取引明細表により、当該同僚は、申立人への入金日と同日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できること、並びに同社の回答から判断すると、当該表記の入金額は賞与であったことがうかがえることから、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月24日は24万4,000円、同年12月12日は18万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は25万6,000円、同年12月12日は30万8,000円、16年7月6日は26万4,000円、同年12月7日及び17年7月12日は28万4,000円、同年12月8日は31万5,000円、18年7月19日は28万6,000円、同年12月14日は32万1,000円、19年7月11日は31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年7月11日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑨までに係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行から提出された申立人名義の預金取引明細表には、申立期間①から⑨まで（以下「申立期間」という。）において、申立人に「B」の表記で入金された金額が確認できるところ、A社から提出された申立期間⑨の賞与明細書の「銀行振込」に記載された金額は、当該期間の入金額と一

致している上、同社に勤務した複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書及び当該同僚名義の申立期間に係る預金取引明細表により、当該同僚は、申立人への入金日と同日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できること、並びに同社の回答から判断すると、当該表記の入金額は賞与であったことがうかがえることから、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月24日は25万6,000円、同年12月12日は30万8,000円、16年7月6日は26万4,000円、同年12月7日及び17年7月12日は28万4,000円、同年12月8日は31万5,000円、18年7月19日は28万6,000円、同年12月14日は32万1,000円、19年7月11日は31万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 3108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 8 日から同年 4 月 1 日まで
高校を卒業した昭和 45 年 3 月に、A社B支社（現在は、C社D支社）のEに入学し、約3週間の入社前の研修を受講した。
当該期間に係る厚生年金保険の被保険者の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している申立人に係る履歴カード及び個人履歴書から、申立人は、昭和 45 年 3 月 4 日にA社B支社に臨時雇用員として雇い入れられ、同年 3 月 28 日までEの初等課程を受講していることが確認できる。

しかし、当該事業所は、Eで研修を受講する従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明としており、申立人の厚生年金保険料の控除についても、資料が無いため確認できないとしている。

また、A社の関係組織は、「A社から、支払いに関する資料等一切が保存期間超過のため承継されておらず、申立人の申立期間の事実関係を確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する2人の同僚は、申立人と同様に昭和 45 年 4 月 1 日にF共済組合（現在は、G共済組合）の被保険者としての資格を取得しており、それ以前に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社B支社において同年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 59 人のうち被保険者期間が1か月未満の者は雇用形態が異なると推測される2人（女性）以外に見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控

除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
A社に契約社員として昭和57年10月31日まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を昭和54年5月1日に取得し、57年10月31日に喪失しており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、A社に係る雇用保険の被保険者資格の取得は54年5月1日、離職は57年10月30日と記録されており、これら3つの記録（厚生年金保険被保険者名簿、オンライン記録及び雇用保険）が一致している。

また、申立人は、A社に契約社員として昭和57年10月31日まで勤務していたと申し立てているが、当該事業所には関連資料が保管されておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚に電話聴取及び文書照会を行ったが、申立人を記憶している同僚はいるものの、申立期間において、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 45 年 12 月 1 日まで
A社（現在は、B社）C支店に昭和 31 年 4 月から 48 年 12 月まで勤務していたが、42 年 10 月から 45 年 11 月までの期間の標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額に比べて低額になっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 43 年 1 月 4 日と同日に同社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、同社C支店において 42 年 10 月に標準報酬月額の定時決定が行われた記録を有する者は、申立人を含めて 67 人いることが確認できるところ、そのうち申立人を含め 36 人の標準報酬月額が従前（昭和 41 年 8 月の随時改定又は同年 10 月の定時決定）の標準報酬月額より低額で記録されていることが確認でき、申立人のみが低額で届け出られた状況はうかがえない。

また、B社が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳から、申立期間の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は残っていない。」と回答しているほか、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持していないことから、申立人が主張する申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、A社C支店における申立人の厚生年金保険被保険者原票及び同社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な訂正が行われた形跡も認められ

ない。

加えて、上記申立人を除く 66 人のうち、申立人が記憶している同僚及び連絡先の判明した者（合計 12 人）に文書照会を行ったところ、10 人から回答があり、そのうちの 2 人が、「給与額が下がったことはないが、年 4 回支給（6 月、9 月、12 月、3 月）されていた賞与（当時は、臨時給与と言っていた。）が、年 3 回支給（6 月、12 月、3 月）に変更になったことがあった。賞与の支給回数が減少しても年収額は減少しなかった。」と回答しているところ、昭和 29 年法律第 115 号厚生年金保険法の第 3 条第 1 項第 5 号ただし書及び 36 年 1 月 26 日付け厚生省保険局長通達「健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の範囲について」において、名称は異なっても同一性質を有すると認められるものが、年間を通じ 4 回以上支給される場合は、報酬に該当することと定められている一方で、上記同僚の回答から判断すると、賞与が年 3 回に変更されたことが推認でき、報酬月額の算出方法が変更になったことがうかがえる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社において、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、年金事務所の記録に当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、当該事業所から提出された賞与明細書によると、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る勤務個人表及び当該事業所の回答から、申立人は申立期間に育児休業を取得していたことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 では、事業主の申出により、被保険者の育児休業期間中の保険料を免除する旨規定しているところ、当該事業所は、「社会保険事務所（当時）に申立人の申立期間に係る育児休業申出書を提出したかどうかは不明であり、提出を確認できる資料は無い。おそらく提出をしていないと思われる。」と回答している上、オンライン記録に申立人の申立期間に係る育児休業取得の記録が無いことから、申立期間は、同規定に基づく育児休業期間に係る保険料が免除される期間とは認められない。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額の記録は、当該事業所が当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が

時効により消滅した後の平成24年10月に年金事務所に提出していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 3 月から 56 年 3 月末日まで A 社に勤務したが、同社が閉鎖することに伴い、同社の業務を引き継いだ B 社を事業主の弟が新たに立ち上げ、同社に同年 4 月 1 日付けで移籍した。

しかし、私が所持している A 社から給与が支給された昭和 56 年 1 月分から同年 3 月分までの給料支払明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払者の記載が無い給料支払明細書、A 社の取締役で後の B 社の代表取締役の回答及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、従前の A 社又は B 社に関連する業務に従事し、給与の支給を受け、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者資格喪失日は、当初、昭和 56 年 4 月 1 日とされていたものが、後に同年 1 月 27 日に訂正されていることが確認できるところ、同社の商業登記簿謄本によると、同社は同年 1 月 26 日に株主総会の決議により解散していることが確認できる上、オンライン記録により、同社は、解散日の翌日である同年 1 月 27 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることを踏まえると、当該資格喪失日の訂正処理は事実在即したものであると考えられる。

また、A 社の代表取締役は既に死亡しており、同社の監査役で社会保険事務を担当していたとするその妻に申立期間当時の状況について照会したが、回答

が得られない上、上述の同社の取締役で後のB社の代表取締役は、「当時、私は会社の経営に関与していなかったので、よく分からない。」と回答していることから、申立期間当時のA社に関連する業務の事情について確認することができない。

さらに、B社の商業登記簿謄本から、同社は昭和56年3月1日に商号を同社の商号に変更していることが確認できるものの、オンライン記録から、同社は、申立期間後の同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

なお、申立人及び同僚は、申立期間において、申立人は、A社に勤務していた旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月から 45 年 11 月まで A 団体の契約職員として、D 公共団体 B 事務所 C 課（以下「C 課」という。）で勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。

C 課において一緒に勤務していた同僚は D 公共団体の職員であったが、私の給与は A 団体から支給されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 課で一緒に勤務したとする同僚 5 人に関する具体的な供述並びに申立期間の始期である昭和 44 年 4 月 1 日時点における当該同僚の所属部署及び職名に係る D 公共団体の回答から判断すると、申立人は、勤務時期は特定できないものの、C 課内において勤務し、同課の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、C 課で勤務していた時の雇用は、A 団体の契約職員であったとしているところ、同団体は、「申立期間当時の非常勤職員を含む全ての職員に係る人事及び雇用に関する資料を確認したが、申立人に係る資料は無いため、申立人が、申立期間において、当団体に在籍していたかは不明である上、当時、当団体に在籍する職員が B 事務所内にて勤務することは無かった。」と回答している。

また、申立期間当時、A 団体に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、全員が申立人を覚えていないとしている上、うち二人は、「A 団体の職員が B 事務所で勤務することは無かった。」と供述している。

さらに、A 団体の回答及び申立期間当時に同団体の社会保険事務に携わって

いたとする者は、「当時、A団体の職員が少なかったため、同団体がD公共団体に業務を委託していた。」としており、申立人がD公共団体の非常勤職員として勤務（給与支払者がD公共団体）していた可能性が考えられるところ、同公共団体は、「申立期間当時の正規職員以外の身分で雇用された職員に係る書類を確認したが、申立人の記録は無かった。」としている。

加えて、申立人は、申立期間当時、技術職であったとする二人の名前を挙げ、当該技術職の補助者として勤務したとしているところ、当該技術職であったとする一人は申立人を覚えていないとしているほか、別の一人は所在を確認することができないことから、申立人の申立期間における勤務状況等について供述を得ることができない。

その上、D公共団体は、「申立期間当時、B事務所の部署で非正規職員として勤務していた者は、同事務所で厚生年金保険に加入させていた。」としているところ、申立期間において、B事務所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人は、「B事務所のC課以外の部署に勤務していたため、申立人を知らない。」としている。

また、A団体及びB事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。